

秋田県ダンススポーツ連盟定期総会時の委任状の取り扱いについて

理事で委任状の取り扱いについて協議した結果をお知らせします。

1 委任状の有効、無効の判断 民法に委任についての署名、押印の規定はありませんが、民事訴訟法第228条第4項に「私文書は本人またはその代理人の署名または押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」と規定されており、一般的に①受任者の署名又は、②委任者の記名押印が採用されています。

今回、問題提起されている代筆については、サークル長から聞き取りしたところ、委任者は委任状のとおり代理人に一切の件を委任し、代筆と提出を依頼されたとのことであり、サークル会員がサークル長を全面的に信頼し、白紙委任のような形で委任状の代筆を依頼していることを考慮すると杓子定規に代筆した委任状を無効とすることは、委任者の意思に反することとなり問題があります。また、自己の財産の処分や高額な物品の購入などの重大な事柄を委任するものでないことなどを総合的に勘案し、執行部として委任状は有効と判断します。

なお、今まで執行部、会員の委任状に対する認識が甘いところがあったことは事実であり、来年度は各サークルに世間一般で常識化している①委任者の署名②記名押印③署名押印での委任状提出をお願いすると共に、各サークルから総会日前に委任状のチェック状況と枚数の報告をお願いしたいと思っております。(理事会で細部について決定し、サークル長に要請します。)

参考

委任とは、民法第643条で定められている契約形態の一つです。

委任契約は委任契約書がなくても成立する「不要式契約」であり、委任者と受任者が交わした契約内容(契約書)を第三者に知られることは秘匿性から好ましくないため、一般的に委任契約書で受任した行為部分について「委任状」という形で表現し、提出先へ使えるようにしているものです。(民法第643条 委任は当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。)

したがって、委任状についても委任契約書と同様に不要式契約が適用され、法的には書面がなくても(口約束でも)成立すると考えられます。しかし、一般的に書面がなければ、問題が発生したとき解決に手間暇がかかるため、委任状を作成して提出しています。

民法に委任についての署名、押印の規定はないが、民事訴訟法第228条第4項に「私文書は本人またはその代理人の署名または押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」と規定されており、一般的に委任状には①受任者の署名又は、②委任者の記名押印が採用されています。

2 **サークルへの指導等について** サークル全員の委任状提出については、法的に強制できないことから、サークル長に協力をお願いします。

3 **総会出席者の増加策について** 今回の委任状の件と会員の総会に対する興味や参加者が少ないことと関連はないと考えますが、今後、理事会で総会のあり方等について多角的に検討したいと思います。

※ 役員やサークル長はそれぞれ忙しい中、ボランティアで業務にあたっていることを考慮し、できるだけ業務の簡素化を図り過度の負担にならないよう考慮する必要があると考えます。また、様々な分野で不慣れなことも行わなければならない場合があることから、完璧な業務を各理事・サークル長に求めることは困難であり、役員相互に協力し業務に当たることが肝要と考えております。

秋田県の社交ダンス発展のため、JDSF 秋田の役員・会員一致団結して頑張りましょう。

令和6年6月3日

J D S F 秋 田
会長 長谷川 政弥